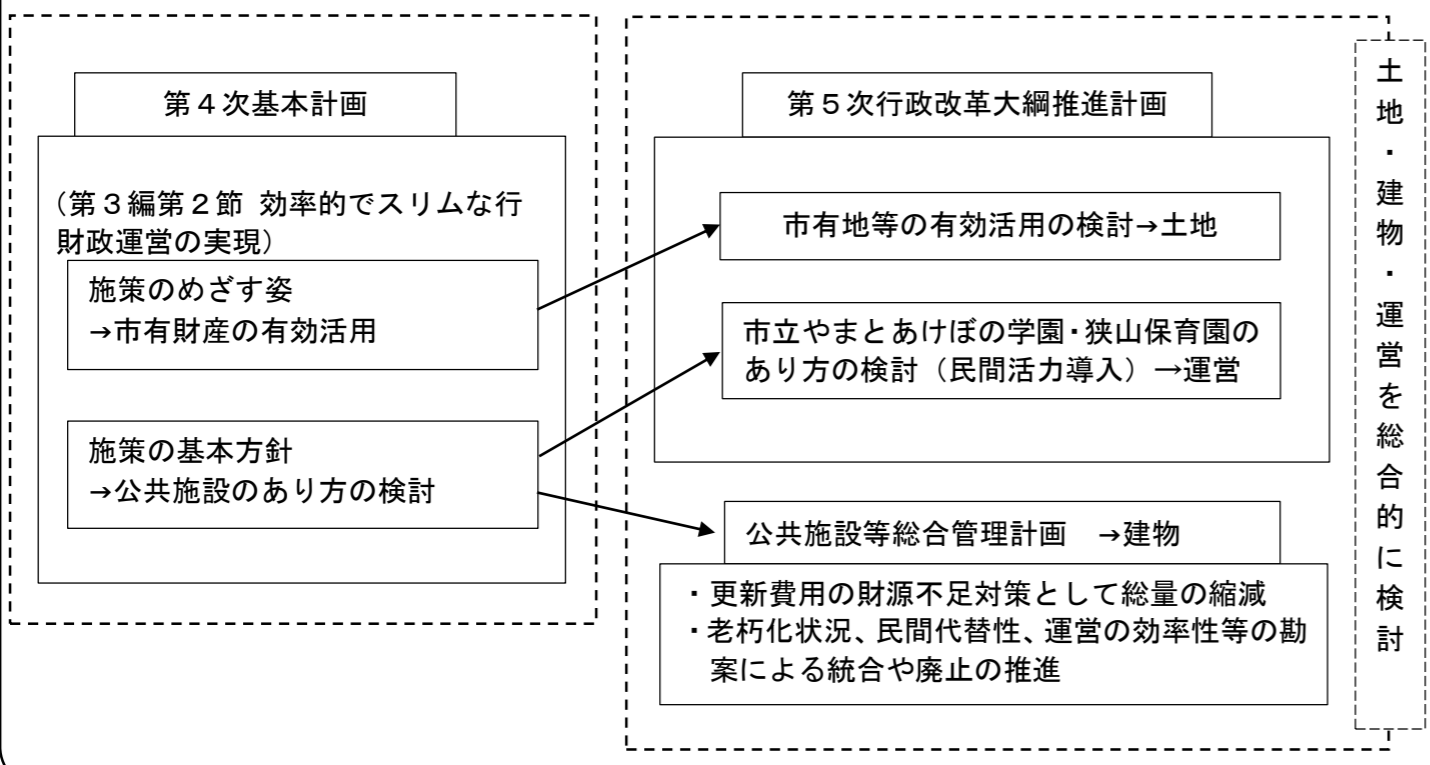


給食センター跡地の利活用について

「給食センター跡地」は、第一学校給食センター及び第二学校給食センターの跡地を指します。

1 市有地と公共施設のあり方の総合的な検討について



2 給食センター跡地の利活用の基本的な考え方について

- ① 利活用効果が早期に現れるよう検討する。
- ② 市の政策目的の実現、課題解決、市民サービス向上のための利活用に資する。
→施設は、公民連携手法の積極的な活用を検討する。
- ③ 借地にある市施設の移設先としての活用を図る。
- ④ 有償貸付により財源確保を図る。
- ⑤ 売却する。

3 給食センター跡地利活用の検討経過について

平成29年 3月31日	市は、第一学校給食センター及び第二学校給食センターにかかる学校給食廃止届を、東京都教育庁に提出した。
平成29年 6月 ~ 令和 2年 1月	市有地等利活用検討委員会(給食センター跡地の利活用を議題として6回開催)において、平成31年3月に実施した公募型市場調査(サウンディング)の結果を踏まえつつ、市の財政への影響を抑える方法を考慮しながら、利活用方針について検討、審議し了承された。

令和 2年 2月 7日	給食センター跡地の利活用方針策定(市長決裁) 下記4参照
令和 3年 4月 7日	市有地等利活用検討委員会・公の施設の管理運営のあり方検討委員会(同時開催) 第二学校給食センター跡地を活用する、子育て支援部の調査・研究等の報告(2ページと同趣旨の内容)について審議し、了承された。
令和 3年 4月 15日	市有地等利活用検討委員会 給食センター跡地の利活用方針(改定案)について審議し、了承された。
令和 3年 4月 16日	給食センター跡地の利活用方針について(改定)(市長決裁) 下記4参照
令和 3年 4月 30日	市有地等利活用検討委員会 給食センター跡地の利活用方法(案)(下記5参照)について審議し、了承された。

4 給食センター跡地利活用方針の内容と改定理由について

(1) 給食センター跡地利活用方針の内容

当初の内容	改定後の内容
暫定的な利活用として、建物を含めて民間等への有償貸付を図ることとした。	旧給食センターの建物及び工作物等は、解体・撤去する。その上で、利用の意向について庁内に照会し、意向がない場合は、民間への貸付を図ることとした。 なお、解体・撤去の時期については、令和3年度内に着手することを旨とする。

(2) 給食センター跡地利活用方針の改定理由

既存の建物を他用途で利用することは、老朽化等により困難であるため。

5 給食センター跡地の利活用方法(案)について

第一学校給食センター跡地	第二学校給食センター跡地
民有地を有償で借上げて設置している次の施設の移設先として検討する。 ① 奈良橋ゲートボール場 ② こども広場 なお、詳細については今後、所管部により調査・検討を行うこととしている。	市立やまとあけぼの学園(児童発達支援事業所)の老朽化対策として、民設民営方式による児童発達支援センターを整備する。 また、併設施設として民設民営方式による認可保育所等の子育て支援に資する施設を整備する。(詳細は2ページ)

給食センター跡地の利活用について

6 利活用の概要

第二学校給食センター跡地を活用し、民設民営方式による児童発達支援センター及び認可保育所等の子育て支援に資する施設の整備を行うことに伴い、市立やまとあけぼの学園は廃園とし、市立狭山保育園は段階的な廃園の検討を行う。

7 現状と課題等

(1) 市立やまとあけぼの学園

- ① 園舎の老朽化
昭和47(1972)年度に建築してから48年が経過し、施設、設備の老朽化が進行しており、今後、現園舎での安全安心なサービスの提供が困難になると想定している。
- ② 児童発達支援センターの設置
国の障害児福祉計画策定に向けた基本指針において、令和5年度までに児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも1施設設置することとされている。
東京都26市の設置状況等(令和2年4月時点 東京都調査) 12市が設置
公設公営 4市 公設民営 3市 民設民営 5市
- ③ 児童発達支援業務における会計年度任用職員への応募が少なく採用に苦慮している。

(2) 市立狭山保育園

- ① 園舎の老朽化
昭和48(1973)年度に建築してから47年が経過し、施設、設備の老朽化が進行しており、今後、現園舎での安全安心な保育サービスの提供が困難になると想定している。
- ② 周辺地域における保育需要の減少
これまで、狭山保育園の入園児数の比率は、定員に対し、80%程度で推移していたが、令和3年4月1日では、およそ68.6%と大幅に減少した。市内全体の認可保育園における入園児数の比率は、およそ91.9%であり、狭山保育園は、これを大きく下回っている。
市南西部地域との保育需要の地域差が拡大傾向にある。
- ③ 会計年度任用職員の採用試験への応募が少なく、年齢構成は50~70歳代が中心。保育補助者として、会計年度任用職員に加え、(公社)東大和市シルバー人材センターの高齢者派遣事業を活用し、シルバー会員が保育補助業務を担っている。

8 課題の解消に向けた検討等

市では、昨今の市全般にわたる厳しい行財政状況のなか、持続可能な市政運営を実現するため、「東大和市第3次~第5次行政改革大綱推進計画」や「東大和市公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設のあり方について、検討を続けてきた。

市立やまとあけぼの学園については、現状と課題等を踏まえ、費用対効果や立地の適正等を勘案し、検討した結果、民間活力の導入による児童発達支援センターを民設民営方式により、第二学校給食センター跡地に整備することとする。また、認可保育所等の子育て支援に資する施設を併設して整備することにより、待機児童解消及び保育の質の向上を図ることが可能となり、老朽化が進行している市立狭山保育園について、段階的な廃園の検討をしていく。

参考：特定の保育所のみ希望している等の理由により、4月入所ができていない児童数

立野地域周辺	35人(うち狭山保育園希望数 0人)	
狭山地域周辺	11人(うち狭山保育園希望数 0人)	
その他地域	34人(うち狭山保育園希望数 0人)	令和3年4月1日現在

9 効果等

(1) 市民サービスの向上

- ① 民設民営方式での事業運営により、多様化する保護者のニーズへの民間事業者の柔軟な対応力やノウハウ等を活かした障害児への児童発達支援サービスや認可保育所等の保育サービス、子育て支援サービスが提供され、子育て世帯へのサービスの向上が図られる。
- ② 民間事業者のスケールメリットによる、事業者内外の多様な研修、教育の充実により、保育の質を更に向上させ、サービスに反映することができる。

(2) 業務改善

- ① 人事管理や人材確保における事務の軽減。
- ② 会計年度任用職員の労務管理の軽減。
- ③ 待機児童対策をはじめとした、子ども・子育て支援に係る行政課題の解消に向け、市が優先して取り組むべき業務に注力できる。

10 今後の対応等

(1) 利用児童等への対応

- ① 市立やまとあけぼの学園
 - 新設の児童発達支援センターへの転園により、利用している児童への影響が最小限となるよう、保護者に対し、丁寧に説明を行うとともに、利用環境の変化等への十分な配慮を行う。
 - 児童発達支援センターの運営事業者をプロポーザル(事業提案)方式で公募する際には、現在、市立やまとあけぼの学園で実施している送迎サービス等について、実施する事業として募集要項に盛り込むことを検討する。
- ② 市立狭山保育園(段階的な廃園の検討)
 - 段階的な廃園の検討を行うことに伴い、保育園の利用継続の不安などに対し、保護者へ丁寧に説明を行うとともに、利用環境の変化等への十分な配慮を行い、利用している児童への影響が最小限となるよう努める。
 - 保護者から、段階的な廃園を理由とした他の保育園への転園の希望があった場合には、丁寧に相談に応じ、他の保護者との公平性を損なわない範囲で、利用調整等における優遇措置を講じることを検討する。

(2) 職員への対応

保育施設等への指導検査業務や子ども家庭支援をはじめとした福祉全般に係る相談支援業務など、保育士等の専門性が活用できる業務への配置を検討する。
会計年度任用職員については、丁寧に説明を行い、相談に応じていく。

(3) 施設等における対応

老朽化の進行により、修繕が必要な場合には、適宜修繕を行い、安全安心な保育サービスを提供する。

11 今後の主な予定

- 令和3年6月 市議会全員協議会(5/31)にて説明後、職員向け説明会
6月 第2回市議会定例会 補正予算議案上程(旧学校給食センター建物解体工事費等)
パブリックコメントの実施
6月・7月 旧第二学校給食センター近隣住民向け説明会
8月以降 児童発達支援センター及び認可保育所等の子育て支援に資する施設の運営事業者をプロポーザル(事業提案)方式で公募、決定
令和4年度~ 新築工事開始 令和6年度 開園・運営開始